

専決報告第五号

財産区財産処分について

互の通り財産処分するものとする

一 処分の場所

三朝町大字吉田字天谷南平ノ六七番地の内

一 面積

一〇町歩

一 樹種及樹令

松立木(全面其在)三十年生

一 数量

一〇六本(見込材積一〇〇石)

一 処分の目的

当該財産区の専決計画に依る造林の拡充資金とす

右専決する

昭和三十一年九月十九日

北河の報告 三朝町長 及出 様

右地方自治法第二十九條の規定によつて専ら
米処分をしたのと同条第三項によつて承認
を求めらる。

昭和三十一年九月十九日承認

三朝町議会議長 天野 廉

原案可決

